

別紙 1

大阪市港湾審議会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻の 30 分前から開催予定時刻の 10 分前までの間に受付で住所、氏名及び連絡先等を記入し、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員を超えた場合は抽選にて傍聴者を決定します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗等を持込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、ポケットベル等は、受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと（規定に基づく承認を得て報道機関が行う場合を除く。）
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、審議会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記 2 に定める遵守事項に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただくことがあります。

4 お願い

傍聴により知り得た情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害しないよう特段のご配慮をお願いします。